

<当院の診療体制と保険診療に関するお知らせ>

当医院では、厚生労働省の定める診療報酬制度に基づき、適切な医療の提供に努めています。以下の事項について、患者様にご理解いただけるようご案内いたします。

■医療情報取得加算

当院は、マイナンバーカードによる保険資格確認（オンライン資格確認）を導入しております。これにより、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報を取得・活用して、質の高い医療を提供できる体制を整えております。

■一般名処方加算

当院では、お薬の一般名（有効成分名）での処方を行っております。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

■コンタクトレンズ検査料

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届け出を行っております。

・初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことのある方は再診料 75 点を算定いたします。

・コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

■バイオ後続品導入初期加算

当院では「バイオ後続品（バイオシミラー）」の導入を推進しています。バイオ後続品は、先行するバイオ医薬品と同等の品質・安全性・有効性を備えた医薬品です。医療費の負担軽減と治療の選択肢拡大を目的として、幅広く活用されています。